

令和8年4月1日施行



自転車の交通違反が

青切符

の対象に！

対象年齢
16歳以上

「青切符」とは

比較的軽微な交通違反に対し、反則金を納めれば刑事罰を科さない交通反則通告制度のことを指します。自転車の青切符は、16歳以上の運転者による113種類の違反が対象です。

自転車の青切符の対象となる行為の一例

ながらスマホ運転



反則金 12,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

自転車制動装置不良
(ブレーキがないなど)



反則金 5,000円

主な違反と反則金一覧

違反の内容	反則金額
携帯電話使用等(ながらスマホ運転)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
逆走、歩道通行など	6,000円
信号無視	6,000円
傘さし運転、イヤホン使用運転等	5,000円
一時不停止	5,000円
自転車制動装置不良 (ブレーキがないなど)	5,000円
魚点灯	5,000円
2人乗り、2台以上の並走	3,000円

○信号無視、指定場所一時不停止など、特定の危険行為を、過去3年以内に2回以上繰り返した運転者には「自転車運転者講習」が義務付けられています。受講しない場合は、5万円以下の罰金が科されます。

信号無視



反則金 6,000円

一時不停止



反則金 5,000円

2人乗り



反則金 3,000円

赤切符について

「酒酔い運転」や「妨害運転」など、悪質性・危険性の高い交通違反はこれまで通り**赤切符**の対象で、刑事手続となり、警察署等へ出頭が必要です。



相模原市安全・安心まちづくり推進協議会

緑区安全・安心まちづくり推進協議会

中央区安全・安心まちづくり推進協議会

南区安全・安心まちづくり推進協議会

確認しましょう！自転車の安全ポイント

自転車は、自動車と同じ「車両」です。大人も子どもも、自転車に乗る全ての人は、交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

知っておきたい自転車ルール

1 自転車は車道が原則

自転車は原則車道を通行しますが、次の場合は歩道を通行できます。

- 歩道を通行できる条件
- ▶ 標識がある
 - ▶ 13歳未満、70歳以上
 - ▶ 車道通行が著しく危険（道路工事中など）



2 自転車は車道の左側を通行

自転車は車の仲間です。車道の左側を走ることによって車からも見やすく安全です。

- ▶ 正面衝突を防ぐため、必ず左側を通行する
- ▶ 路側帯を通行する場合も左側



3 信号や標識を守って安全確認

- ▶ 信号機のない交差点で一時停止の標識がある場所では、必ず止まって安全確認
- ▶ 原則、対面する車両用信号機に従って通行



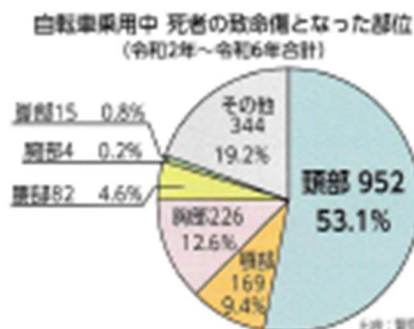
4 夜間はライト点灯

- ▶ ドライバーや歩行者に自分の存在を気付かせるため、早めにライトを点灯する
- ▶ 乗車前にライトが点灯するか点検する



かぶっていますか？ ヘルメット

自転車事故で亡くなった方の半数以上が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットの着用により、死亡や重傷事故を防ぐことができます。大切な命を守るため、大人も子どもも、自転車に乗る人はヘルメットを着用しましょう。



ヘルメットは
正しくかぶろう



自転車損害賠償保険に加入しましょう

自転車事故でも高額な損害賠償を求められる事例が発生していますので、万が一に備えて保険に加入をしましょう。自転車向け保険以外にも次のような保険があります。

- 自動車保険の特約
- 火災保険の特約
- 損害保険の特約
- 共済
- TSマーク付帯保険